

佐賀県告示第二百七十七号

佐賀県証紙代金収納計器取扱規則（昭和四十六年佐賀県規則第六十七号）第五  
 五条第一項の規定により、証紙代金収納計器取扱人から名称を変更した旨の申  
 請があった。

平成二十四年十月十九日

佐賀県知事 古川 康

証紙代金収納計器取扱 人の名称		変更事項		変更年月日
一般社団法人日本自動 車販売協会連合会佐賀 県支部		名称		
変更前	変更後	名称	変更年月日	
社団法人日本自動車販売 協会連合会佐賀県支部	一般社団法人日本自動 車販売協会連合会佐賀 県支部	名称	平成二四年 一月四日	